

掛川市告示第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年3月31日

掛川市長 松 井 三 郎

1 都市計画の種類及び名称

東遠広域都市計画 公園

2・2・37号下垂木2号公園

2・2・38号下垂木3号公園、

3・3・9号下垂木1号公園

3・3・11号ゆうゆうパーク

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所都市建設部都市政策課